平成２４年（フ）第１９１号
神奈川県小田原市中村原240番地の39
債務者　野津　　渚
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１２号
新潟市北区早通南５丁目２番23―42号
債務者　小林　知子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０６４号
愛知県春日井市大留町１丁目3120番地２
債務者　河村　雅之
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６８号
埼玉県川口市中青木２丁目23番28号
債務者　守屋　　薫（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４号
福岡市東区西戸崎２丁目１番30―1308号
債務者　佐藤　広美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４８号
福岡市早良区百道１丁目13番27―102号
債務者　古村　邦子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４９号
福岡市早良区百道１丁目13番27―102号
債務者　古村　浩助
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５５号
福岡市博多区堅粕４丁目24番６号
債務者　鶴我　　務
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５９号
福岡県福津市花見が丘３丁目27番１号
債務者　渡辺　幸男
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字金出3418番地１
債務者　堀田　精治
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３９号
福岡県大野城市乙金東１丁目14番２号
債務者　江田　繁生
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４７号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4336番地２　フレグランスわかばＢ―201号
債務者　河村徳成こと　河　　徳成
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４８号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4336番地２　フレグランスわかばＢ―201号
債務者　河村清美こと　朴　　清美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０１号
福岡県古賀市谷山924番地６
債務者　下無敷　亮
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０８号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目３番203号
債務者　桑原　由美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３３号
福岡市博多区吉塚３丁目15番１号
債務者　坂本　和雄
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５７号
福岡市南区清水３丁目４番８号
債務者　山田　敏江
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７０号
福岡市早良区荒江３丁目32番２―102号
債務者　佐々木由幾（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部